

熊本県中山間地域活性化資金事務取扱要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、熊本県中山間地域活性化資金融通措置要項及び熊本県中山間活性化利子補給要項に定めるもののほか、中山間地域活性化資金の融通に関する取扱い（農業部門に限る。）について定めるものとする。

(借入申込みの手続き)

第2条 系統等民間資金を原資とする中山間地域活性化資金（以下「資金」という。）の借入れを希望する者は、中山間地域活性化資金借入申込書（別記第1号様式）に事業計画書（別記第2号様式～別記第4号様式）を添えて融資機関の長へ提出するものとする。

また、農業信用基金協会の債務保証を希望する場合にあっては、保証委託申込書及び関係書類を融資機関を経由して農業信用基金協会へ送付するものとする。

(利子補給申請手続き)

第3条 融資機関の長は、前条の書類の提出があった場合は、内容を審査のうえ、適当と認めるときは、中山間地域活性化資金利子補給承認申請書（別記第5号様式。以下「利子補給承認申請書」という。）に關係書類を添えて当該中山間地域を管轄する地域振興局長又は熊本農政事務所長（以下「振興局長」という。）へ提出するものとする。

なお、保健機能増進施設整備資金及び生活環境施設整備資金にあっては、利子補給承認申請書に当該中山間地域を管轄する市町村長の意見書を添えるものとする。

(利子補給承認)

第4条 振興局長は、前条の利子補給承認申請書等の提出があった場合は、内容を審査し適当と認めるときは、中山間地域活性化資金利子補給承認通知書（別記第6号様式。以下「利子補給承認通知書」という。）により融資機関の長へ通知するものとする。

(貸付実行報告)

第5条 融資機関の長は、利子補給承認通知書の送付があった場合は、貸付決定を行うとともに、貸付実行を行った場合は、速やかに中山間地域活性化資金貸付実行報告書（別記第7号様式）を振興局長へ提出するものとする。

(資金の適正管理)

第6条 融資機関の長は貸付実行時に、承認時の金利と貸付実行時の金利が異なる場合及び借入者から利子補給承認申請書に記載した事項について変更したい旨の申し入れがあった場合には、中山間地域活性化資金利子補給変更承認申請書（別記第8号様式。以下「利子補給変更承認申請書」という。）を振興局長に提出するものとする。

2 振興局長は、前項の利子補給変更承認申請書について、やむを得ないものと認めるときは、中山間地域活性化資金利子補給変更承認通知書（別記第9号様式）を融資機関の長に交付するものとする。

附 則

この要領は、平成15年5月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年7月26日から施行し、平成17年4月1日から適用する。